

# 令和元年10月1日から、申告書の様式が変わります

税制改正後は、自動車税・軽自動車税の申告書右上の表記を確認し、下の新様式で申告してください。

## ◎自動車

## ◎軽自動車 (新規用 / 移転・変更用)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

◇お問い合わせは、埼玉県自動車税事務所の各支所まで

- 大宮・川口ナンバー : 大宮支所 048-623-0600
- 熊谷ナンバー : 熊谷支所 048-532-8011
- 所沢・川越ナンバー : 所沢支所 04-2998-1321
- 春日部・越谷ナンバー : 春日部支所 048-763-4111